

意見書（案）第33号

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）の撤回を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

提出者	三鷹市議会議員	石 井 れいこ
賛成者	〃	野 村 羊 子
〃	〃	伊 沢 けい子

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）の撤回を求める意見書

文部科学省は、2022年4月27日に各自治体の教育委員会等に対して、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」を出し、特別支援学級（以下「支援学級」という。）に在籍する子どもが通常学級で学んでいる時間が長い学校があることを問題視し、週の授業時数の半分以上を支援学級で過ごさなければならないという基準を設け、障がいの特性に十分に対応した学習が行えるよう支援学級の適切な運用を教育委員会等に対して求めた。

しかし、この通知によって、週の大半は通常学級に通っていた支援学級の子どもは、本人や家族の意思に反して支援学級にとどまることを強要されることとなり、希望する時間に希望する学級に通えなくなる。通常学級に通う日数が増えることで次第に笑顔が増え、通常学級に入れたという自閉症の子どももいた事例もあり、通常学級に移行できる機会をも奪う可能性がある。あくまでも本人の希望を酌む取組でなければ人権を侵害するおそれさえもある。

日本は、2014年に「障害者権利条約」を批准したが、障がいのある子どもの教育における「分離」を強め、「インクルーシブ教育を受ける権利」に制限を設ける点では相違がある。2022年9月9日公表の国連障害者権利委員会の日本への勧告においても、通知の撤回が要請され、文部科学行政のありようへの重要な勧告内容となっているが、これに対する日本政府の反応は不誠実であると言わざるを得ない。

同年9月13日、永岡文部科学大臣は、勧告に関する記者会見での質問に対して、「特別支援教育を中止することは考えていない」「通知はむしろインクルーシブを推進するもの」「勧告で撤回が求められたのは大変遺憾」と述べ、そこには、勧告の指摘やその趣旨を真摯に受け止め、特別支援教育の制度や施策を再検討する構えは感じられない。

ましてや、通常学校、通常学級の教育、例えば教員配置や学級規模をはじめとする教育条件、あるいは「あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること」（2019年国連子どもの権利委員会の総括所見）と批判される教育課程行政を含む教育環境等を改める姿勢も皆無であった。

この通知においては、通級指導のための教育条件が極めて貧弱であり、かつ通常学級内での特別な支援の提供を可能にする条件整備も欠如している下で、それらを代替する役割を果たしてきた支援学級の多様な運用を否定するものとなる。実際に全国では市町村の教育委員会が通知に基づき、支援学級在籍の子どもへの対応の変更をトップダウンで下ろす動きが活発になっている。

特別支援教育のキャッチコピーは「障がいの種別と程度に基づいて特別な場で行

う特殊教育から、障がいのある子ども一人一人のニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育へ」にもかかわらず、障がいに応じた特別な指導、支援は、特別な場（特別支援学校、特別支援学級、通級）以外には用意されていない。

しかも、これらの特別な場は、通常の教育から隔離、分離されたものであることも少なくない。そのため、「特別な場」で学ぶ子どもの数も増え続け、通常学校、通常学級が、障がいのある子どもへの排除圧力を強めてしまうので、このような事態は根絶されなければならない。

「差別は駄目」という教育をしながら、一方で、障がいを理由とし、特別な場で教育を受けることを当たり前とする教育や、障がいのある子どもがいることが前提となっていない学校のありようは、「障がいのある人は障がいを理由に排除されても仕方がない」という無意識のメッセージを障がいのある子どもにも、障がいのない子どもにも植え付け、生産性で人を測るような教育になってしまう可能性もある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、障害者権利条約を遵守し、地域の子どもは障がいのあるなしを問わず一緒のインクルーシブ教育が受けられるよう「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」の撤回を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明